

■平成17年度

文部科学省予算について

主計局主計官 石原 一彦

平成17年度文部科学省予算の概要

17年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月3日閣議決定、以下、「基本方針2004」と表記）、「平成17年度予算編成の基本方針」

（平成16年12月3日閣議決定）等に基づき編成されたが、これらの基本方針において、文教・科学技術は、重点的に推進すべき4分野の一つである「人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT」として位置付けられている。

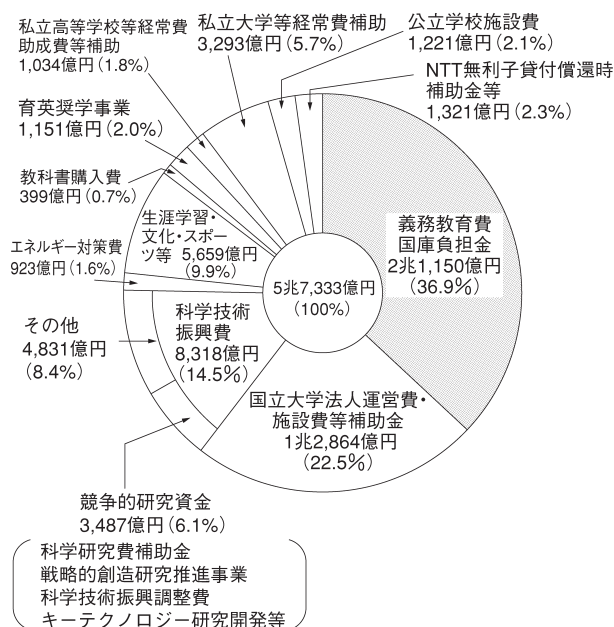
他方、国の財政事情は、16年度末において500兆円をも上回る（505兆円程度）巨額の公債を抱えるなど非常に厳しい状況にあり、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指し、徹底した歳出の見直しを行うなど、歳出・歳入両面からバランスの取れた財政構造改革を進めていく必要がある。

このため、17年度の国の歳出予算については、歳出改革路線を堅持・強化する方針の下、聖域なく歳出改革を進めることとし、一般歳出の規模を3年ぶりに前年度の水準以下に抑制するとともに、新規国債発行額を4年ぶりに前年度よりも減額するなど、財政規律堅持の姿勢が明確にされたところ

平成17年度 文部科学省一般会計予算の構成

区 分	平成17年度予算額	前年度予算額	増△減額	伸 率
文部科学省一般会計	5兆7,333億円	6兆599億円	△3,266億円	△5.4%
除く義務教育費国庫負担金 暫定措置影響額及びNTT 無利子貸付償還時補助金等	5兆6,012億円	5兆6,114億円	△102億円	△0.2%

〔主要事項別〕



- ※①科学技術振興費に占める競争的研究資金の割合(41.9%)
 ②この他、電源開発促進対策特別会計を含めた文部科学省の競争的研究資金の合計額は、3,609億円

文部科学省主要経費別予算額

(単位：百万円)

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	伸 率 (%)
文教及び科学振興費	5,646,587	5,227,638	▲ 7.4
義務教育費国庫負担金	2,512,846	2,114,993	▲15.8
(除く義務教育費国庫負担金暫定措置影響額)	(2,087,846)	(2,114,993)	(1.3)
科学技術振興費	810,041	831,775	2.7
研究拠点形成費補助金	36,727	42,261	15.1
科学研究費補助金	183,000	188,000	2.7
科学技術振興調整費	38,600	39,500	2.3
文教施設費	131,879	122,904	▲ 6.8
教育振興助成費	2,057,249	2,020,172	▲ 1.8
国立大学法人運営費	1,241,570	1,231,729	▲ 0.8
国立大学法人施設整備費	65,710	54,052	▲17.7
国立大学法人船舶建造費	668	642	▲ 3.9
私立大学等経常費	326,250	329,250	0.9
私立高校等経常費助成費等	102,850	103,350	0.5
私立学校施設高度化推進事業	589	1,189	101.9
育英事業費	134,571	137,794	2.4
文官等恩給費	732	721	▲ 1.4
経済協力費	27,769	27,108	▲ 2.4
エネルギー対策費	101,994	92,310	▲ 9.5
改革推進公共投資事業償還時補助等	23,484	132,066	462.4
その他の事項経費	259,359	253,427	▲ 2.3
文部科学省所管合計	6,059,925	5,733,271	▲ 5.4
除く義務教育費国庫負担金暫定措置影響額及び NTT 無利子貸付償還時補助金等	5,611,441	5,601,204	▲ 0.2

文部科学省予算は対前年度 ▲102億円 (▲0.2%) となっている。

Ⅱ 文教・科学技術予算の課題

上記のように、将来を担う人材の育成(教育)や国の経済発展の礎となる知的基盤の発展・構築(科学技術)のための予算は、国の施策の中において重要な分野と位置付けられており、施策の強化を図っていくことが求められている。

しかしながら、非常に厳しい状況にある我が国の財政事情の下にあっては、これらの分野であっても、無制限に財政資金を投入できる訳ではない。そこで、限られた財政資金の有効活用を進め、人材育成や科学技術の振興を可能な限り効率的に図っていくことが不可欠である。

そもそも、我が国の教育は、特に戦後において著しく普及し、進学率を見ても、高校等で98%、大学等(専修学校専門課程を含む)で75%(ともに16年度)と、既に主

要先進国の水準を凌駕するに至っている。また、別表にみるように、義務教育費国庫負担金や国立・私立大学への支援をはじめとする我が国の教育に対する公的支出(学校教育費)の規模は、近年、少子化が急速に進展する中、児童生徒一人当たりで見れば拡大を続けてきており、欧米主要国に比べ決して遜色のない水準を保っている。

また、科学技術予算について見ても、我が国の公的な研究開発投資の規模は、対 GDP 比でみて約0.8%であり、欧米主要国と比しても遜色ない水準にあると言える。

こうした現状を踏まえると、教育にせよ、科学技術にせよ、施策の強化を図る必要が認められる場合であっても、もはや財政資金の「規

である。

こうした状況の中で、文部科学省予算についても、下記Ⅱにおいて記載するような問題意識を念頭に、既存施策の聖域なき見直しを進めるとともに、予算の重点化を思い切って進めることとした。この結果、17年度の文部科学省予算(総額)は、16年度に比べ▲3,266億円減の5兆7,333億円となっている。なお、このうち、17年度の特異な増減要因で特に影響額が大きいもの、すなわち「三位一体の改革」に関する義務教育費国庫負担金に係る17年度の暫定措置(▲4,250億円の減額)及び14年度に措置された改革推進公共投資(文部科学省分)に係る償還分(NTT 無利子貸付償還時補助金等)の増(+1,086億円)の影響額を除けば、17年度の

<別表>

○我が国の文教費（学校教育費）の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
児童生徒数 (小～高)	2,097万人	1,513万人	▲28%減
文教費(学校教育費)	15.9兆円	19.3兆円	+21%増
児童生徒等1人当たり 文教費(学校教育 費)支出 (小～高)	62万円	98万円	+58%増
(大学等)	97万円	125万円	+29%増
教員1人当たり生徒 数(公立中)	20.3人	14.7人 (平成16年)	▲28%減 (元年→16年)

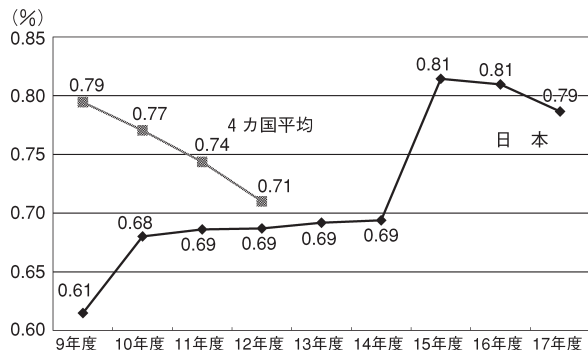
○一般政府総支出に占める公財政支出学校教育費の割合（国際比較2001年）

日	米	英	独	仏
10.5%	17.1%	11.4%	9.7%	11.2%

○租税負担に対する公財政支出学校教育費の割合（国際比較2001年）

日	米	英	独	仏
20.5%	23.5%	15.2%	19.3%	19.6%

日本及び主要4カ国（米・独・仏・英）における政府負担研究費の対GDP比の推移



(注) 日本は14年度までは決算ベース、15、16、17年度は当初予算ベース(地方分を含む)。但し、17年度の地方分は16年度当初予算と同額を計上している。

(出典) 科学技術の振興に関する年次報告(平成15年度)他

模」や「量」の側面に注目するのではなく、限られた財政資金をいかに有効活用し、確実に成果を上げていくか、という「質」の側面に着目した取り組みこそが重要である。

17年度の文教・科学技術予算については、上記のような基本的考え方に基づきつつ、具体的には、16年度に引き続き、以下に掲げるような

観点・課題を重視して編成したところである。

① 施策の実施主体の在り方

文教・科学技術関連施策の実施主体について、どのような主体（国、地方公共団体、独立行政法人、民間等）が実施するのが最も効率的な仕組みとなるか、との観点がある。このような観点から提起される問題としては、例えば、義務教育制度に係る権限と負担の在り方（国・都道府県・市町村の役割分担）、科学技術研究の実施主体の在り方（国、独立行政法人、民間がそれぞれ果たすべき役割）等が挙げられる。

② 国による支援対象・分野の重点化

国による財政支援を行うのが適切と考えられる場合であっても、限られた財政資金の有効活用という観点からすれば、支援を行う対象や分野を限定した上で、思い切った重点配分を行うことが適切である。このような観点からは、国の予算全体の中における科学技術振興費への重点配分、科学技術予算の中での厳格な分野別優先順位付けといった点が課題となる。さらには、例えば文化振興予算における支援対象の厳格化（団体支援→活動支援）といった視点も重要と考えられる。

③ 「競争原理」に基づく支援への財源シフト

投入する財政資金の有効性を確保・向上させていくには、支援対象自身の創意工夫を最大限引き出すとともに、事業の効率化を目指すインセンティブを制度的に組み込むことが有効な手法と考えられる。このような観点からは、国の支援を競争原理に基づくものとすることが適切であり、例えば、高等教育分野

における単なる機関助成から教育機関同士の競争を通じた支援策へのシフト、科学技術分野における競争的資金への重点化といった課題が挙げられる。

④ 厳正な事後評価と予算への反映

教育・研究活動に限られる問題ではないが、国民の貴重な税金がいかに使われ、どのような具体的成果が上がったのか、執行段階や事後において厳正な評価を行い、その結果を次年度以降の予算に適切に反映させる仕組みを構築することが極めて重要である。このような観点からは、例えば、高等教育機関に対する教育・研究助成や科学技術振興費について、厳格な評価システムの確立及びその結果の予算への適切な反映が厳しく求められる。

⑤ 受益者負担の徹底

教育には、防衛・外交等とは異なり、公的サービスを受ける特定の個人が直接的に利益を享受し、あるいは民間部門によっても提供が可能なサービスであるといった特色がある。特に、高等教育のような高度で専門的な教育の場合、個人に直接帰属する利益が相対的に大きく、教育を受ける当該個人に適切な受益者負担を求める仕組みとすることが適当と考えられる。

また、受益者負担の徹底には、公的部門から提供されるサービスに対する国民の意識を高めることにより、その質を向上させる効果も期待される。このような観点からは、例えば、長年に亘り無償給与が続いている義務教育課程の教科書の有償化等が課題として挙げられよう。

に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費の一部を国が負担するための経費である。

近年、少子化が進展し、児童生徒数が急激に減少する中で、児童生徒一人当たりの公教育予算額は著しく増大している。とりわけ義務教育費国庫負担金については、児童生徒数の減少に伴う教職員定数の自然減分を補填するような形で教職員の増員計画が実施されてきた結果、平成に入って以降、児童生徒一人当たりの予算額は8割増の水準にも達している（これまでに実施された共済関係経費、退職手当等の一般財源化及び「三位一体の改革」に係る17年度の暫定措置の影響額を除いたベースで比較）。

〈児童生徒一人当たり予算額〉

	平成元年	平成17年
(A)義務教育費国庫負担金予算額	16,671億円	21,150億円
(B)公立小中学校児童生徒数	1,488万人	1,048万人
(A)／(B)一人当たり予算額	11.2万円	20.2万円

約1.8倍

(注)平成元年の義務教育費国庫負担金予算額は、平成17年との比較のため、これまでの一般財源化や平成17年の暫定措置に係る影響額を調整したもの

それにもかかわらず、近年における子どもの学力低下傾向の判明や学校内外における子どもの問題行動の多発等の問題が依然解決に至っていない現状を踏まえれば、もはや公教育予算の量的拡大によって問題の解決を図ることは期待し難く、上記Ⅱでも述べたように、予算措置の効果に着目した公教育の質的向上を図ることこそが喫緊の課題であると考えられる。

「国と地方のどちらがより多く教育予算を確保できるか。」などといった予算規模の大きさと教育の質・水準の高さを同一視するような安易な発想に拠るのではなく、教育の質

Ⅲ 平成17年度文教・科学技術予算の主要施策

1. 義務教育費国庫負担金

この経費は、「義務教育費国庫負担法」等

の向上を図る観点から、国、地方公共団体、教育現場など、義務教育に関与する者の様々な創意工夫が一層活かされるよう、地方の自由度を拡大するための改革を推進していくべきである。

また、そのような改革を進めるためにも、教員給与の優遇措置や教職員定数の在り方について、関連法（高度経済成長期に制定された「人材確保法」等）の廃止も含めた抜本的な見直しを行うことが不可欠と考える。

この義務教育費国庫負担金については、「三位一体の改革」に関する政府・与党決定や4大臣と与党政策責任者の合意（平成16年11月26日）において、17年度の暫定措置として4,250億円程度の減額を行うこととされた。これに従い、義務教育費国庫負担金については、17年度の所要額から4,250億円を減額して計上することとしている（2兆1,150億円）。なお、減額分（4,250億円）については、16年度予算において将来の税源移譲までの暫定措置として一般財源化された退職手当等に係る2,042億円（17年度措置額）と合わせ、税源移譲予定特例交付金として、都道府県に対し財源手当することとしている。

なお、その際、義務教育制度の在り方については、17年秋までに中央教育審議会において幅広く検討を行い、結論を得ることとされており、国庫負担制度の在り方についても議論が行われることとなるが、義務教育の質的向上を図っていくため、上記のような観点を踏まえて議論が行われるべきであると考えている。

次に、国庫負担の対象となる公立義務教育諸学校の教職員定数については、「第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」（13～17年度の5年計画）の最終年次分の教職員増（+5,380人）を実施するとともに、

昨年度に引き続き、既存の教職員の配置見直しによる合理化減（▲2,482人）を行うこととしている。

2. 高等教育の質的向上を目指した取組み

これまで高等教育に対する国の財政面からの関与は、国立大学法人運営費や私学助成といった高等教育機関に対する一律的な助成（学生数等に応じ機械的に配分されるようないわゆる「機関助成」）と育英奨学事業に代表される修学者支援を二つの大きな柱としてきたが、上述（II③）の通り、限られた財政資金の下で、高等教育分野における教育研究の質的向上を図り、我が国の国際競争力を高めていくためには、高等教育機関が切磋琢磨しながらその質的向上を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、「基本方針2004」や財政制度等審議会の「平成17年度予算の編成等に関する建議」（平成16年11月19日、以下、「財審建議」と表記）において、「高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間、国公立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを推進する」との方針が示され、また、昨年末（16年12月20日）に中央教育審議会がとりまとめた「我が国の高等教育の将来像（中間報告）」においても、高等教育の発展を目指した社会の役割として、「今後の財政的支援は、国内的・国際的な競争的環境の中で、各高等教育機関の持つ多様な機能（個性・特色）に応じた形にシフト」すべきとの指摘がなされたところである。

そこで、17年度予算においては、このような基本的考え方に基づき、財政支援の効果をより高めるために、単なる機関助成は極力縮減・抑制する一方、国立大学間ないし国公私

立の大学間を通じた競争原理に基づく支援への財源シフトを促進することとして、具体的には以下のような予算措置を講じることとしている。

(1) 国公立大学を通じた大学改革支援

社会の価値観やニーズが多様化し国際競争が激化する中で、高等教育や学術研究の中心となる大学は、自らが主体的にその特性に応じ優れた教育研究サービスを提供するとともに、教育研究活動の水準向上を図っていくことが求められている。また、このような方向で大学教育が活性化していくことが、既存の単なる機関助成による財政支援の効果をより高めていくためにも不可欠であり、これらを通じて公的支援に相応しい大学像が求められていくべきであろう。

このため17年度予算においては、意欲と能力ある大学における優れた教育研究プログラムに対する競争原理に基づく支援に対し、重点的な資金配分を行うこととして、対前年度比+82億円の533億円を措置することとしている。

具体的には、大学教育改革のための複数の支援プログラムにより、大学院博士課程レベルから学部・短大レベルまでの各高等教育段階に応じた教育内容の改善・刷新を推進することとし、大学教育に求められる社会的な人材養成課題解決のためのプログラム（地域医療を支える良質な医療人の育成及び資質の高い教員養成）や、厳しい国際競争環境下にある我が国の大学教育の国際化のためのプログラム、実践的な研究者育成のための大学院改革プログラムを新たに措置するなど、既存プログラムを含め151億円（対前年度比+68億円）を措置している。

また、我が国の大学に世界的な研究拠点を形成し、この成果を大学院教育に反映させる研究拠点形成プログラム（21世紀COEプログラム）として382億円（対前年度比+14億円）を措置している。

(2) 国立大学法人運営費

平成16年4月から法人化された93の国立大学法人については、法人化に際し、その運営に大幅な裁量を付与することにより、法人運営の自主性・自律性を最大限担保するとともに、その効果として、効率的な法人運営の実現を目指すことを内容とした運営費交付金算定ルールが決定された。

17年度予算においては、この運営費交付金算定ルールに基づき、自主的、自律的な法人運営の実現による着実な運営効率化を求めるとともに、運営費交付金における優れた教育研究の取組みに対する競争的支援である特別教育研究経費の充実により国立大学間の競争を促進することとし、総額12,317億円（対前年度比▲98億円）の運営費交付金を措置することとしている。

なお、この特別教育研究経費は、国立大学間において大学改革推進のための競争的な資源配分を行うためのものであり、国立大学の社会的役割や法人化に伴う教育研究の活性化を目的とする複数のプログラムで構成されている。具体的には、教育・学術関係者による透明性の高い選定結果等を勘案して、700プロジェクトに対して786億円（対前年度比+45億円）を措置し、国立大学間の競争性確保と今後の教育研究の発展を支える重点的資金配分に配慮している。

また、上記II⑤で述べた教育サービスの受益性等の考え方を踏まえ、平成17年4月から授業料標準額の改定（+1.5万円）を

行うこととしている。

(注)例えば大学学部の場合、授業料標準額は52万800円から53万5,800円となる。

(3) 私学助成

17年度における私学助成予算についても、上記のような基本的考え方に沿って予算措置を講じることとしている。すなわち、単なる機関助成の性格が色濃い私立大学等に対する経常費助成については、対前年度伸額を大幅に圧縮する一方、私立学校の特色ある教育研究プロジェクトについて行われる経常費補助の加算措置（特別補助）や私立学校施設高度化推進事業（利子助成）等を重視することとして、予算の重点配分に努めることとしている。

主な事項	16年度予算額		17年度予算額	
		対前年度増減額		対前年度増減額
私立大学等経常費補助	3,263億円	+45億円	3,293億円	+30億円
私立高校等経常費助成費等補助	1,029億円	+27億円	1,034億円	+5億円
私立学校施設高度化推進事業	6億円	±0	12億円	+6億円

(4) 育英奨学事業

教育を受ける個人に直接的かつ大きな利益が帰属する傾向が強い高等教育については、適正な受益者負担を求める観点を重視するとともに、教育を受ける意欲と能力ある人材が確実にこれを受けられるようにするため、厳しい財政事情の下で予算の重点化を図り、貸与人員の増大等、引き続き育英奨学事業の充実を図ることとしている。

他方、現行の奨学金貸与制度は、有利子

	平成16年度	平成17年度
貸与人員	96.5万人	103.4万人
うち無利子	43.8万人	45.1万人
有利子	52.7万人	58.3万人

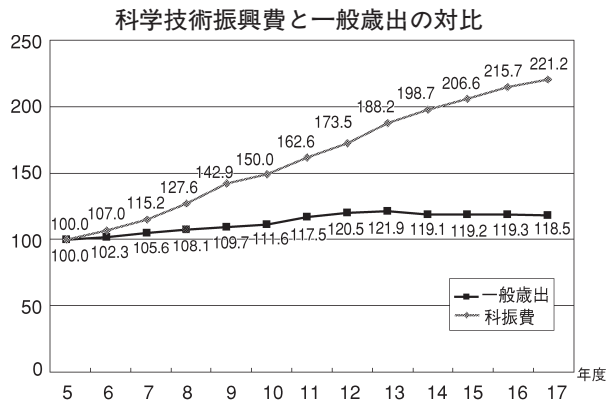
貸与事業の調達金利と貸与金利がアンバランスとなっている他、在学中にかかる利子を将来的にも一切負担させない仕組みとなっているなど、様々な問題も抱えている。今後、制度の持続可能性や受益者負担を徹底する観点から、適切に制度見直しを行う必要がある。

3. 科学技術予算

17年度予算は、極めて厳しい財政事情の下で編成されたが、我が国の発展の基盤となる科学技術の振興を図る観点から、科学技術予算には重点的な資金配分を行うこととし、一般歳出の規模が3年振りに前年度を下回る中で、対前年度比+2.6%の伸び（科学技術振興費）を確保したところである。また、17年度は第2期科学技術基本計画の最終年度であることから、同計画で求められている競争的研究資金の拡充や研究開発の重点化に関しても、以下に述べるような対応を行い、科学技術予算の質的向上を図ったところである。

なお、同計画において、我が国の公的な研究開発投資の規模を、対GDP比でみて欧米主要国と比しても遜色ない水準にまで引き上げるとの趣旨の下、計画期間中（13～17年度）の経済成長率等一定の仮定を置いた上で、計画期間中の政府研究開発投資の目標総額を「約24兆円」としているが、既に我が国の公的研究開発投資は対GDP比で欧米諸国並となっており、同計画における政府研究開発投資に関する目標は達成されつつあると言える。

この点については、次期科学技術基本計画の策定に際し、現行科学技術基本計画と同様に財政資金の投入額を目標値として設定するのか、あるいは、公共事業関係の長期計画にみられるような、施策の成果に着目したいわ



(注) 1.平成5年度を100とした場合の科学技術振興費と一般歳出の予算の推移。
2.平成10年度以降の一般歳出は、産業投資特別会計繰入れ等を含めたベース。

ゆるアウトカム目標に変更するのかといった議論がなされてしかるべきであろう。

(1) 競争的研究資金の重点的拡充

上述(Ⅱ③)のように、競争的研究資金への重点化は、競争的な研究開発環境の形成を通じて研究の質を高め、優れた研究開発成果の創出に貢献する効果が期待される。こうした考え方にに基づき、現行科学技術基本計画においては、計画期間中の倍増を目指すこととされていたほか、昨年7月の総合科学技術会議においても、17年度予算において重点的拡充を図ることとされた。そこで、現行基本計画の最終年度である17年度予算においては、競争的研究資金の大幅な増額(総額4,672億円、対前年度+30%)を行い、この結果、第2期科学技術基本計画の期間中の増加率は150%超となったところである。

一方で、研究費の不正使用問題に対する厳正な対処、特定研究者への過度の研究資金の集中の排除等の、競争的研究資金の効果を最大限に発揮するための制度改革の徹底については、引き続き、総合科学技術会議を中心とした積極的な取組みが求められる。

(2) 科学技術予算の優先順位付け(重点配分)

科学技術予算の中での優先順位付け(重点配分)は、上記Ⅱ②でも述べた通り、限られた財政資金の有効活用を図る観点から極めて重要な課題であり、17年度予算においても、引き続き、以下の二つの視点から予算の重点化に努めたところである。

第一に、科学技術基本計画に則り、我が国が重点的に取り組むべきとされているライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野に重点的に資金配分をするとともに、その他の分野(エネルギー、フロンティア、社会基盤、製造技術)においては予算の効率化を図ったことである。科学技術関係経費の配分をみると、重点4分野に対しては前年度比1.8%の増となった一方、その他4分野については▲7.6%の減少となり、現行科学技術基本計画の最終年度にふさわしいメリハリ付けが実現されているものとする。

科学技術関係予算の分野別予算額及び伸び率

分 野	平成17年度予算	
	予 算 額(億円)	伸 率 (%)
重点4分野	9,030	1.8
その他4分野	10,804	△7.6

(注) 1. 科学技術関係経費のうち、国立大学法人への運営費交付金等現時点で用途の特定が困難なものを除く。
2. 速報ベースの集計値であり、今後の精査により変更される場合がありうる。

第二に、分野横断的に行なわれる総合科学技術会議の「科学技術関係施策の優先順位付け」(いわゆる「SABC」)に基づくメリハリ付けである。17年度予算においては、SABCに基づき、SやA評価を受けた優

先順位の高いプロジェクトについては予算を拡充する一方、BやC評価を受けた優先順位の相対的に低いプロジェクトについては予算配分の思い切った効率化を行った。具体的には、SおよびA評価のプロジェクトの予算は、前年度比それぞれ+13%及び+7%の増としたが、B及びC評価のプロジェクトは、▲5%及び▲15%の縮減を行ったところである。

<16年度予算からの伸率>

S: +13% A: +7% B: ▲5% C: ▲15%

(注) 1. 過去の国庫債務負担行為の歳出化等を除く。

2. 今後の精査に伴い、計数が変更される場合がある。

(3) 厳正な評価システムと予算への反映

科学技術予算に関する大きな課題の一つとして、研究開発プロジェクトの評価を充実・強化し、新規プロジェクトを厳選するとともに、既存プロジェクトについてもその進捗状況や成果の上がり方によって、必要に応じてプロジェクトの中止や見直しを行い、限られた科学技術予算が常に効率的に配分されるようにしていくことが挙げられる(上記II④参照)。総合科学技術会議のSABCは、こうした観点からは大きな前進であり、その結果は前述のように予算配分に反映されている。しかしながら、現在実施中のプロジェクトについては、明確な目標の設定、厳格な中間評価や事後評価、評価結果を踏まえた資源配分の見直しなどが十分に行なわれているとは言えない。引き続き、総合科学技術会議による「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日総理大臣決定)のフォローアップの成果等も踏まえつつ、プロジェクトの中間評価や、客観的・定量的な評価指標の設定などに積極的に取り組み、今後の我が

国の研究開発に関する評価システムの更なる発展を図る必要がある。

(4) 主要な個別プロジェクトの概要

① 経済活性化のための研究開発プロジェクト(「みらい創造プロジェクト」)

科学技術のプロジェクトの中でも、経済の活性化や次世代の産業創出につながる技術シーズを研究開発していくことは、我が国経済のデフレ状態からの脱却に大きく貢献するものと期待される。17年度予算においては「みらい創造プロジェクト」として総額1,265億円(対前年度+19%)を措置し、16年度に引き続き拡充を図り、ライフサイエンスやナノテクノロジーといった分野で近い将来実用化の見込める研究開発を重点的に支援し、将来の企業化や雇用の創出を目指すこととしている。

② 国家的・国際的に重要な研究開発プロジェクト

科学技術創造立国の実現のためには、我が国の科学技術の国際競争力を強化するとともに、科学技術の発展に関する国際的な取り組みに積極的に貢献していくことが求められており、17年度予算においてもこうした国家的・国際的に重要なプロジェクトに積極的に取り組むこととしている。

具体的には、我が国発のゲノム創薬等の実現を目指し、タンパク質の構造・機能解析を行う「タンパク3000プロジェクト」を引き続き推進するほか(98億円)、老朽化が進む南極観測船「しらせ」の後継船の建造を開始する(35億円)こととしている。

③ 地域科学技術の振興

地域の研究開発資源やポテンシャルを活用し、我が国の科学技術の高度化・多様化、革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、地域の主体性を重視して、知的クラスター創成事業等の地域科学技術振興施策を実施している。

17年度においては、地域の研究機関・研究開発企業による国際的に競争力のある技術革新のための集積を図る知的クラスター創成事業（99億円）について、経済産業省の産業クラスター計画との連携を強化しつつ拡充を行うとともに、地域の独創的な研究成果を活用した新規事業の創出・技術革新による経済活性化を目的とする重点地域研究開発推進事業（50億円）について、サテライトオフィス設置等のための拡充を行うこととしている。

増（下記注参照）を許容してきた一因と考えられること等が指摘されていることを踏まえ、引き続き、有償化ないし貸与制導入の実現に向けた検討を進めるとともに、教科書単価の見直しも実施する（▲0.6%）こととしている。

（注）児童生徒一人当たりの教科書購入費の伸び：
+29%（元年度⇒15年度）

③ 文化予算

文化予算については、「財審建議」において指摘されている通り、効率化を図りつつ、施策や事業の成果（アウトカム）を重視した取組みが必要である。そこで、厳しい財政事情の下、総額として前年度と同じ1,016億円を確保しつつ、例えば芸術団体への補助から個々の公演への補助とすることでより効果的な支援を行う（上記II②参照）など、限られた資源の一層の有効活用を図ることとしている。また、オペラ・バレエ・演劇等の支援をはじめとした「文化芸術創造プラン」の推進（203億円）や国立新美術館・九州国立博物館といった文化拠点等の整備（129億円）等に重点を置くなど、資源配分のメリハリ付けを行っている。

4. その他の施策

(1) 文教施設予算

文教施設予算については、地方向け補助負担金の廃止・縮減等を進める一環として、昨年度に引き続き、総額については厳しく縮減を行う一方、喫緊の課題である耐震化関連事業については、重点的に予算措置を講じることとし、16年度を上回る予算額（1,088億円）を確保している。

(2) 教科書購入費

義務教育課程の教科書無償給与に係る教科書購入費については、「財審建議」において、これまで児童生徒数の減少に見合った予算額の減少が見られないこと、長年に亘る無償制の継続が、国民の教科書に対する関心・意識を高めることなく大幅な単価